

医療情報取得加算について

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。令和6年11月より、国が定めた診療報酬算定要件に伴い、医療情報取得加算として以下の点数を算定いたします。

【健康保険証で資格確認を行った場合】

【マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合】

- *初診 医療情報取得加算 1：3点(月1回に限る)
- *再診 医療情報取得加算 3：2点(3月に1度限り算定)

【マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合】

【他の医療機関から診療情報提供をうけた場合】

- *初診 医療情報取得加算 2：1点(月1回に限る)
- *再診 医療情報取得加算 4：1点(3月に1度限り算定)

宇都宮西ヶ丘病院